

議案第54号

市の区域内の字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を別紙変更調書のとおり変更するものとする。

令和7年8月25日提出

南房総市長 石 井 裕

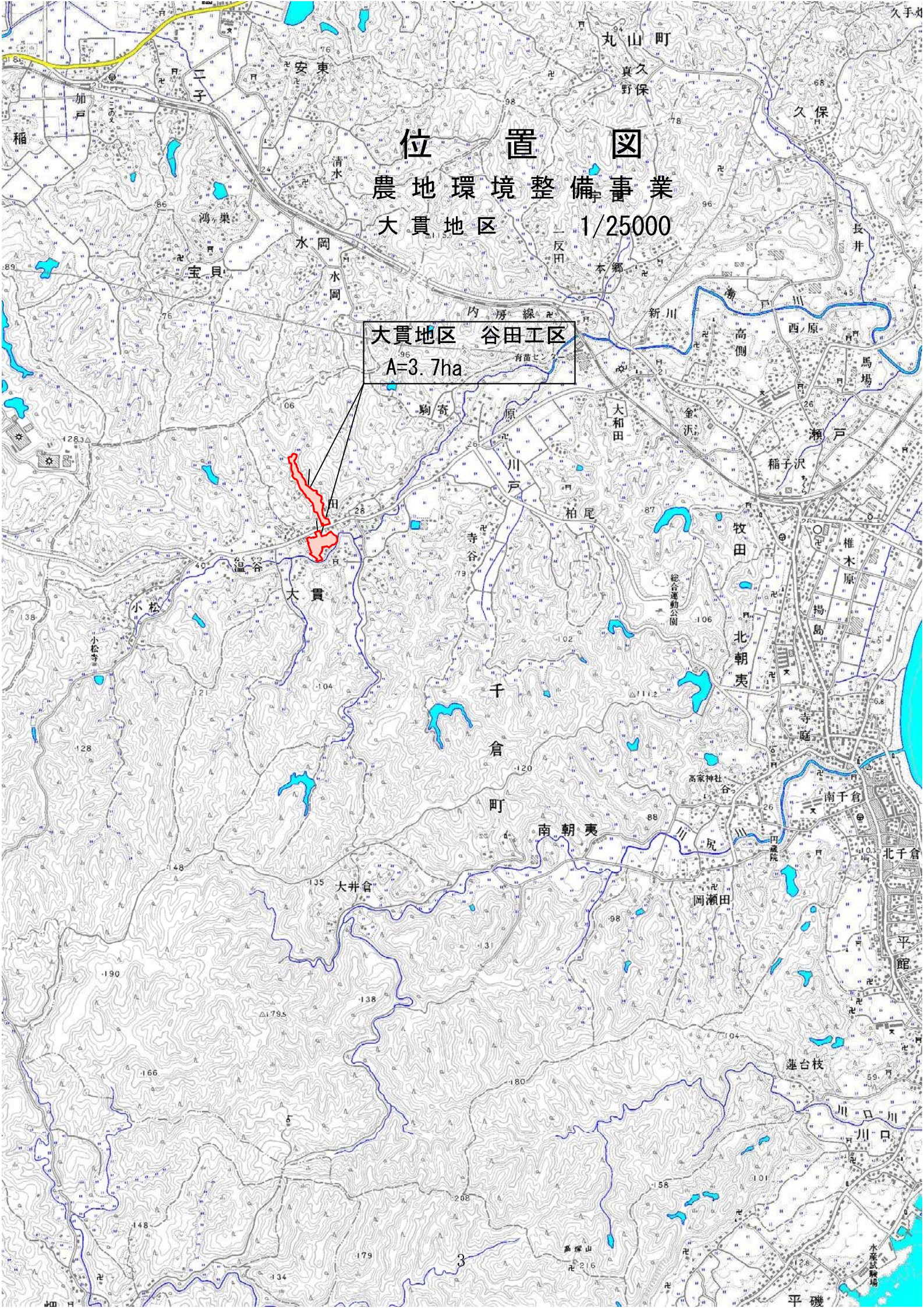
変更調書

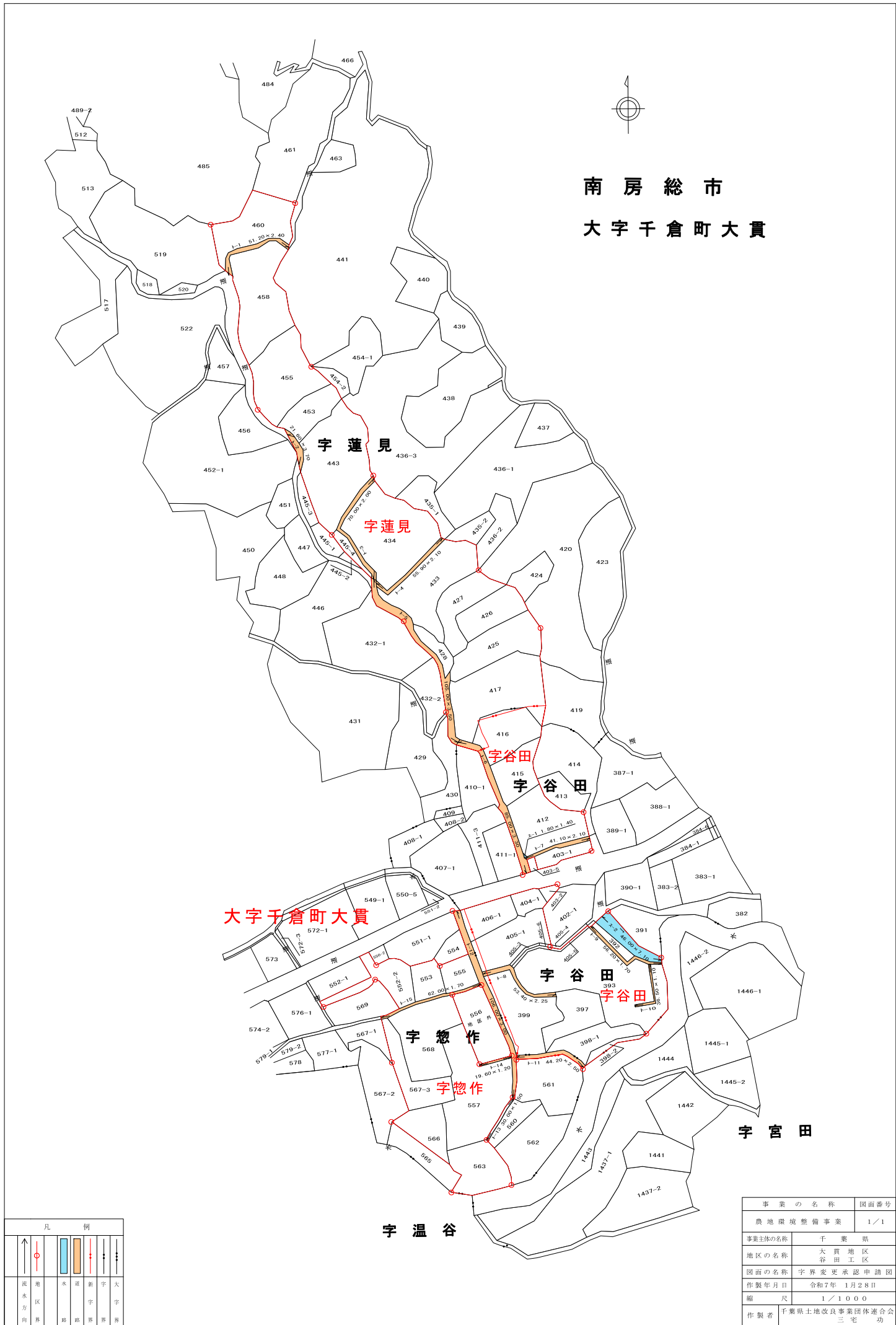
新		旧		地番
大 字	字	大 字	字	
千倉町 大貫	惣作	千倉町 大貫	谷田	3 9 9 の内 4 0 5 の 1 の内 4 0 6 の 1 の内
	谷田		惣作	5 6 1 に隣接する道路である公有地の全部
			蓮見	蓮見
		谷田		4 1 6 の内

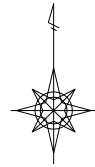
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、令和 5 年 1 1 月 1 7 日現在の全部事項証明書によるものである。

大貫地区 谷田工区
A=3.7ha







大字千倉町大貫

字 宮 田

字 温 谷

凡 例						
地区界	新字界	字界	流水方向	非農用地	畑	水路

事業の名称		図面番号
農地環境整備事業 大貫地区 谷田工区		1/1
事業主体	千葉県	
図面の名称	換 地 図	
縮 尺	1/1000	
作成年月日	令和 7 年 3 月 7 日	
作成者	千葉県土地改良事業団体連合会 三宅 功	